

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第3号 多度津町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第4号 多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第5号 多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第6号 多度津町子育て支援医療費の助成に関する条例を廃止する条例（案）の制定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

住民課長、神原君。

住民課長（神原 宏一）

おはようございます。

議案第3号から議案第6号までの4議案を一括して、提案説明を申し上げます。まず、議案第3号 多度津町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、現行の乳幼児医療費助成制度及び子育て支援 医療費助成制度を統合拡充し、中学校卒業までの通院を含めました医療費助成制度とするため、諸規定を整備しようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

4ページをお願いします。

まず、題名について、多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例に改めるものでございます。

第1条は、下線部でございますが、乳幼児を乳幼児等に、漢字で表記しています共にをひらがなに改めるものでございます。

第2条第1項は、全文を改め、乳幼児等を乳幼児（7歳に達した日の属する月の末日までの者）及び子ども（満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者のうち乳幼児以外の者）と定義するものでございます。

第2項は、下線部の句点を削除し、乳幼児を乳幼児等に改めるものでございます。

5ページにかけてでございますが、新条例において、第3項から第5項を追加し、旧条例の第3項を第6項とするもので、第3項は医療保険各法について、第4項は保険給付について、第5項は一部負担金等について、それぞれ定義を加えるものでございます。

6ページにかけてでございますが、第3条は見出しを受給資格者に改め、受給資格者を、多度津町の区域内に住所を有する者であって、医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者と規定するものでございます。

ただし書きで、生活保護や重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費助成の対象者は除くこととしています。

第4条は、下線部でございますが、見出しの助成を受給に改め、第1項の医療費のをこの条例によるに、対象乳幼児を受給資格者に、乳幼児医療費助成資格者証（「以下資格者証」という）を、受給資格者証にそれぞれ改め、第2項を削るものでございます。

7ページにかけてでございますが、第5条は、医療費の助成について、全文を改め、町長は、前条の助成対象者に対し、受給資格者に係る 一部負担金等（附加給付等があるときは、その額を控除した額）を助成するものとする規定するものでございます。

8ページにかけて、第6条は、下線部でございますが、第2項の（昭和33年法律第192号）を削り、第3項の病院、診療所等を保険医療機関等に改め、からの次に受給資格者のを加えるものでございます。

第7条及び第8条は、下線部の乳幼児医療費を乳幼児等医療費に改めるものでございます。

2ページをお願いします。附則として、第1項は施行期日について、この条例は、平成26年4月1日から施行すると規定しています。

3ページにかけてでございますが、経過措置について、第2項で新条例の規定は施行日以後の保険給付に係る医療費の助成について適用する規定を、第3項で旧条例で乳幼児医療費助成資格者証の交付を受けている者については、新条例の申請があったものとみなす規定を設けています。

第4項では、準備行為について、新条例の施行日前に必要な準備行為ができるよう規定しています。

次に、議案第4号 多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、議案第3号で提案しました多度津町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正に伴い、諸規定の整備等を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

2ページをお願いします。第2条第1項第5号は、下線部の第4号を前号に改めるものでございます。

3ページをお願いします。第3条第2項第2号は、引用条例名を多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例に、対象乳幼児を対象乳幼児等（7歳に達する日の属する月の翌月の初日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者を除く。）に改めるものでございます。

第4号は、下線部の（明治29年法律第89号）を削るものでございます。第3項は、前項第4号及び第5号を前項第3号及び第4号に改めるものでございます。

1ページをお願いします。附則として、第1項は施行期日について、この条例は、平成26年4月1日から施行すると規定するものでございます。

第2項は、改正条例の適用について、条例の施行の日以後の医療費の助成について適用する規定を設けるものでございます。

次に、議案第5号 多度津町重度身体障害者等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、議案第3号で提案しました多度津町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正に伴い、諸規定を整備するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

2ページをお願いします。第3条第2項第2号は、引用条例名を多度津町 乳幼児等医療費の助成に関する条例に、対象乳幼児を対象乳幼児等（7歳に達する日の属する月の翌月の初日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者を除く。）に改めるものでございます。

1ページをお願いします。附則として、第1項は施行期日について、この条例は、平成26年4月1日から施行すると規定するものでございます。

第2項は、改正条例の適用について、条例の施行の日以後の医療費の助成について適用する規定を設けるものでございます。

次に、議案第6号 多度津町子育て支援医療費の助成に関する条例を廃止する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

本条例は、本年3月中学校卒業までの入院に係る医療費を助成するため制定したものでございますが、議案第3号で提案しました多度津町 乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正によりまして、中学校卒業までの入院に係る 医療費助成につきましても、包含されることとなることから、廃止をしようとするものでございます。

附則として、第1項は、施行期日について、この条例は平成26年4月1日から施行すると、第2項は、経過措置について、平成26年4月1日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例によると規定しています。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第3号から議案第6号まで、4議案を一括して、提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。